

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
袋井市	袋井西地区	令和3年3月16日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	228ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	22ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.8ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

旧東海道袋井宿があった袋井西地区は古くから東西交通の要衝として発展しており、森町袋井インター通り線や、県道磐田袋井線などの主要幹線道路や土地区画整理事業により、住宅地と沿道商業等の土地利用が進んでいる。

また、市街地の周辺には基盤整備を行った水田が広がり、水稻の生産が盛んな地域である。現在、認定農業者4名が中心となって営農しているが、中小規模の農業者にとっては「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が顕著であるため、担い手への集積・集約が急務である。

【アンケート結果(回答数83件)】

①70歳以上46人(55%)、②後継者がいない耕作者40人(73%)、③10年後の営農:農業をやめる45人(94%)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田の利用状況は、作付面積126haのうち60ha(48%)が10ha以上の認定農業者2件が担っている。水田の適正な維持管理を図るため、後継者がいない水田を中心に、引き続き担い手となる農業者への集約を推進する。

イチゴについては、認定新規就農者が規模拡大を計画しており、農地の取得に向けて支援を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。
また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
特に、新池・西田地内において、耕作状況を改善するため基盤整備(農道整備)の事業に取り組むとともに、担い手への集約や農地中間管理機構の活用を推進する。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。